

# 上海市專利違法行為取締弁法

2005 年 9 月 13 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 上海市專利違法行為取締弁法

2005-9-13

第一条 効果的に專利違法行為を取り締まり、社会主義市場經濟の秩序を擁護するため、『中華人民共和国専利法』、『上海市專利保護条例』、『専利行政法執行弁法』とその他関連法律、行政法規と規章に基づき、当市の實際狀況に結びつけて本弁法を制定する。

第二条 本弁法で言う專利違法行為とは、他人の専利の詐称行為、専利の虚偽表示行為及び他人の専利の詐称、専利の虚偽表示行為のために生産經營の便宜を提供する行為を指す。

本弁法で言う他人の専利の詐称、専利の虚偽表示行為のために生産經營の便宜を提供する行為とは、他人の専利の詐称、専利の虚偽表示行為のために専利表記の印刷・制作又は提供、並びに他人の専利の詐称、専利の虚偽表示行為のためにカウンター、貯蔵、輸送、隠蔽、宣伝、広告等の便宜を提供する行為を指す。

第三条 專利違法行為の取締においては、事實を根拠とし、法律を基準として、完全、客観、公正、適時の原則を順守しなければならない。

第四条 当市の領域内における專利違法行為の取締、專利違法行為に対する公衆の通報に対して、本弁法を適用する。

第五条 上海市知識産権局(以下、市知識産権局と略称)は、本市行政区域内における專利違法行為の取締に責任を持つ。

区(県)知識産権局は市知識産権局の專利違法行為取締に協力しなければならない。

第六条 行政法執行職員は、法により以下の要求に従って行政検査を行わなければならない。

- (一) 当事者或いは関係者に行政法執行証を提示する；
- (二) 検査の根拠、内容と要求を告知する；
- (三) 検査又は聴取には記録を作成しなければならない；

(四)行政検査を行う際、法執行職員の人数は2人以上とし、且つ統一した制服を着装して、適正な言葉遣いをしなければならない。

第七条 行政法執行職員は検査を経て専利違法行為を発見しなかった場合、もしくは専利の違法容疑行為を発見したが確認を経て容疑が解消された場合、適時に当事者に通知しなければならない。

第八条 市、区(県)知識産権局は、専利違法行為に対する公衆の通報を受けた場合、通報内容を適時に確認する。確認を経て、専利違法行為がない場合、通報者へ適時に通知しなければならない。

第九条 市知識産権局は、法執行検査において、または通報を受けて専利違法行為を発見した場合、5日間以内に案件を登記し、且つ行政法執行証を所持する案件担当職員2名もしくは2名以上を指定して取締を行わせる。

第十条 案件の担当職員に以下の事情のいずれかがある場合、自ら忌避し、当事者も口頭或いは書面によってその忌避を申し立てることができる。

(一)本案件の当事者、代理人の近い親族である場合；

(二)本案件と利害関係がある場合；

(三)本案件の当事者とその他の関わりがあり、公正な取締に影響を及ぼす恐れがある場合。

当事者は忌避を申し立てる場合、理由を説明しなければならない。口頭により忌避を申し立てる場合、忌避申立を受理する職員は、陳述の記録を作成しなければならない。市知識産権局は、5日間以内に忌避の申立に書面で回答しなければならず、且つ当事者に通知する。忌避の被申立人は、市知識産権局が忌避するか否かについて回答する前に、本案件への参与を一時的に停止しなければならないが、緊急措置を必要とする案件は除外する。

第十一条 案件担当職員の調査行為は、本弁法第六条第一項第(一)、(四)号の要求に適合しなければならない。

調査においては当事者の陳述と抗弁を聴取し、陳述の記録又は取り調べの記録を作成しなければならず、記録に間違いがないよう当事者又は関係者に確かめさせてから、ページごとに署名或いは捺印させる。当事者又は関係者が署名もしくは捺印を拒否した場合、案件担当職員は、記録に明記しなければならない。

第十二条 案件担当職員は案件の状況に応じて必要な場合には、当事者に案件に関する契約書、図面、帳簿等の資料と物品を提供するよう要請でき、また、関連する単位又は個人に案件に関する資料の取調べを行えるものとする。

案件担当職員は証拠収集にあたって、サンプリングによる証拠取得方式を用いることができる。証拠消失の恐れがある場合、又は事後においては取得が困難になると懸念される場合、市知識産権局責任者の承認を経て、登記保存を先行させ、且つ 7 日間以内に処理決定を行うことができる。

市知識産権局はサンプリングによる証拠取得又は登記保存を行う場合、記録を作成しなければならない。記録には案件担当職員及び調査を受けた単位又は個人が署名もしくは捺印しなければならない。

第十三条 案件担当職員は証拠材料の確認、関連する契約書、図面、帳簿資料の取り調べ及び複製、現場検証、又は案件と関連する物品の撮影を行う際、当事者及び関係者に立ち会うよう連絡しなければならない。当事者の商業機密に関する場合、案件担当職員は機密を保持しなくてはならない。

第十四条 調査が終結した場合、案件担当職員は案件調査終結報告を作成し、調査の結果によって以下の提案を提出しなければならない。

- (一) 専利違法行為の事実が明確であり、法により相応する行政処罰を与える；
- (二) 違法行為が軽微で且つ適時に是正され、危害を招く結果にならず、行政処罰を免れる；
- (三) 違法事実が成立せず、案件登記を取り消す；
- (四) 違法行為が犯罪を構成しており、司法機関に移送する。

案件の事情が特殊で、情状が複雑な場合、又は比較的重い行政処罰を与えた場合、行政法執行部門は、案件担当職員並びに関連する行政法執行職員を招集して、案件の調査結果と処理提案について検討を行わなくてはならない。部門の責任者は、検討の結果を市知識産権局責任者に報告し、審査・承認を取得する。必要な場合、市知識産権局責任者のグループ討論により決定を行う。

第十五条 市知識産権局は行政処罰決定を行う前、『処罰決定事前告知書』を当事者に送達し、当事者に行政処罰決定の根拠事実、理由、証拠及び当事者が法により享有する権利を告知しなければならない。

第十六条 個人に対し千円以上の罰金を課し、もしくは単位に対し 3 万元以上の罰金を課す場合、当事者は『処罰決定事前告知書』の受領日より 3 日間以内に意見聴取要請を提出できる。

第十七条 市知識産権局は意見聴取を行う 7 日前までに、当事者に意見聴取の時間、場所を通知する。当事者は意見聴取に自ら参加でき、また、1 名から 2 名の代理人に委任し意見聴取を代行させることもできる；技術機密等に関する法規定に照らし公開するには適切でないものを除いては、意見聴取は公開で行われる。

第十八条 意見聴取において、市知識産権局責任者は、本案件担当職員以外の者を進行役に指定する；当事者は、進行役の者が本案件と直接の利害関係にある場合、忌避を申し立てる権利を有する。

意見聴取を行う際、案件担当職員は当事者の違法事実、証拠及び行政処罰提案を提出し、当事者は抗弁と反対尋問を行う。意見聴取については記録を作成しなくてはならず、記録に間違いがないよう当事者に確かめさせてから、署名或いは捺印させる。

意見聴取が終了した後、意見聴取の進行役は、本弁法第十四条第一項第(一)、(二)、(三)、(四)号に基づき処理提案を提出しなければならない。

第十九条 市知識産権局は、他人の専利の詐称行為が確証された単位又は個人に、是正を命じ、違法所得を没収し、以下の状況に応じて行政罰金を課すことができる。

(一) 許諾を得ずにその販売製品、製品の包装に他人の専利番号を表記した場合、違法所得の同額以下の罰金を課す；違法所得がない場合、千円以上 5 千円以下の罰金を課すことができる。

(二) 以下の行為のいずれかがある場合、違法所得の同額以上 2 倍以下の罰金を課す；違法所得がない場合、5 千円以上 2 万元以下の罰金を課すことができる：

1、許諾を得ずにその製造した製品、製品の包装に他人の専利番号を表記した場合；

2、許諾を得ずに広告又はその他宣伝材料に他人の専利番号を使用し、関連する技術を他人の専利技術であると誤認させた場合。

(三) 以下の行為のいずれかがある場合、違法所得の 2 倍以上 3 倍以下の罰金を課す；違法所得がない場合、2 万元以上 5 万元以下の罰金を課すことができる：

1、許諾を得ずに契約書に他人の専利番号を使用し、契約書に関連する技術を他人の専利技術であると誤認させた場合；

2、他人の専利証書、専利書類又は専利出願書類を偽造もしくは改ざんした場合。

第二十条 市知識産権局は、専利の虚偽表示行為が確証された単位又は個人に、是正を命じ、以下の状況に応じて行政罰金を課することができる。

(一)以下の行為のいずれかがある場合、千元以上5千元以下の罰金を課す。

1、専利表記を表示した非専利製品を販売した場合；

2、専利権の無効が宣告された後、その販売製品に専利表記を引き続き表示した場合；

(二)以下の行為のいずれかがある場合、5千元以上2万元以下の罰金を課す。

1、専利表記を表示した非専利製品を製造した場合；

2、専利権の無効が宣告された後、その製造製品に専利表記を引き続き表示した場合；

3、広告又はその他宣伝材料に非専利技術を専利技術と称した場合。

(三)以下の行為のいずれかがある場合、2万元以上5万元以下の罰金を課す。

1、契約書で非専利技術を専利技術と称した場合；

2、専利証書、専利書類又は専利出願書類を偽造もしくは改ざんした場合。

第二十一条 他人の専利の詐称、専利の虚偽表示行為のために生産経営の便宜を提供した単位又は個人に、市知識産権局は是正を命じる；是正を拒否した場合、違法所得を没収し、且つ千元以上1万元以下の罰金を課す。

第二十二条 当事者に以下の事情のいずれかがある場合、軽い行政処罰を与え、もしくは処罰を軽減すべきである。

(一)専利違法行為が招いた危害の結果を積極的に解消し、又は軽減した場合；

(二)知識産権局に協力し専利違法行為の取締に貢献した場合；

(三)その他法により軽い行政処罰を与え、もしくは軽減すべくもの。

第二十三条 当事者は、市知識産権局が行政処罰決定を行った後、当事者は行政処罰決定に定めた期限以内に履行しなければならない。

第二十四条 当事者に確かに経済上の困難があり、罰金の延期納付または割賦納付をする必要がある場合、当事者の申請と市知識産権局の承認を経て、納付猶予或いは割賦納付ができる。

第二十五条 当事者が市知識産権局の行政処罰決定に不服がある場合、行政処罰決定書を受領した日から 60 日以内に、上海市人民政府に行政複議を申し立て、又は 3 ヶ月以内に上海市中級人民法院行政庭に行政訴訟を提起することができる。

当事者が、市知識産権局の行政処罰決定に対して、期限を超えても複議を申し立てず、訴訟を提起せず、また履行もしない場合、市知識産権局は人民法院に強制執行を要請することができる。

第二十六条 市知識産権局が、専利違法行為に対して行政処罰を行った場合、上海知識産権網で公告しなければならない。

法律によって定めた期限内に、当事者が複議を申し立てず、訴訟を提起しない場合、市知識産権局は直ちに公告する；当事者が定めた期限内に、複議を申し立て又は訴訟を提起した場合、法院の審理を経て市知識産権局の行政処罰決定を維持した後、直ちに公告する。

第二十七条 案件担当職員は、執行終結案件を案件終結審査承認表に記入し、市知識産権局責任者に報告しその承認を取得する。